

# 熊本県公報

第 1 2 2 2 4 号  
平成 25 年 6 月 21 日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
  - 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( " ) 1
  - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定…………… (障がい者支援課) 2
  - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の更新…………… ( " ) 2
  - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の変更…………… ( " ) 2
  - 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 2
  - 保安林の指定に関する予定…………… ( " ) 3
  - 保安林の指定に関する予定…………… ( " ) 3
  - 公有水面埋立しゅん功認可…………… (河川課) 3
  - 八代港港湾施設の概要の公示…………… (港湾課) 5
  - 内水面における漁場計画…………… (水産振興課) 6
  - 種畜検査証明書書の書換交付…………… (畜産課) 21
- ### 公 告
- 大規模小売店舗立地法に基づく承継届出…………… (商工振興金融課) 21
  - 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… ( " ) 22
  - 基本測量の実施…………… (監理課) 24
  - 基本測量の実施…………… ( " ) 24
  - 道路の位置の指定…………… (建築課) 24
  - 道路の位置の指定…………… ( " ) 24
  - 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… ( " ) 24
  - 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… ( " ) 25
  - 土地改良区の定款変更認可…………… (農村計画課) 25

## 告 示

### 熊本県告示第 6 2 4 号

介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号)第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 5 年 6 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスおうだ 宇土市下網田町 1 3 4 4 番地	医療法人社団金森会	平成 2 5 年 6 月 1 7 日

### 熊本県告示第 6 2 5 号

介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号)第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

平成 2 5 年 6 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスおうだ 宇土市下網田町 1 3 4 4 番地	医療法人社団金森会	平成 2 5 年 6 月 1 7 日

熊本県告示第 6 2 6 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第 6 9 条の規定により公示する。

平成 2 5 年 6 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
医療法人社団山縣会山縣内科医院 菊池郡大津町大字大津 2 0 5 7 番地	平成 2 5 年 6 月 1 日
新生堂薬局御船店 上益城郡御船町大字辺田見 3 4 番地 1	平成 2 5 年 6 月 1 日
きよらのさと薬局 阿蘇郡南小国町大字赤馬場 1 9 6 3 番地 5	平成 2 5 年 6 月 1 日
やまぶき薬局 上益城郡益城町福富 7 4 0 番地 3	平成 2 5 年 6 月 1 日

熊本県告示第 6 2 7 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の規定の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり更新した。

平成 2 5 年 6 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
有限会社瀬戸薬局 荒尾市西原町二丁目 4 番 4 号	平成 2 5 年 6 月 1 日
鹿本中央調剤薬局 山鹿市鹿本町来民 1 1 0 7 番地	平成 2 5 年 6 月 1 日
阿蘇郡市医師会立南部訪問看護ステーション 阿蘇郡高森町高森 1 6 1 2 番地 1	平成 2 5 年 6 月 1 日

熊本県告示第 6 2 8 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 6 4 条の規定により指定自立支援医療機関開設者から次のとおり変更の届出があったので、同法第 6 9 条の規定により公示する。

平成 2 5 年 6 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

医療機関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
光の森メンタルクリニック	医療機関の名称	光の森メンタルクリニック	医療法人陽光会 光の森メンタルクリニック	平成 2 5 年 5 月 1 日

熊本県告示第 6 2 9 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 2 9 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 3 0 条の規定により告示する。

平成 2 5 年 6 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡山都町柚木字西ノ迫 2 7 4 番 1、2 7 6 番 1、2 7 6 番 2、2 7 7 番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字西ノ迫 2 7 4 番 1・2 7 6 番 1（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第630号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
 平成25年6月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字夫婦石5283番92から5283番97まで、5283番90・5283番91（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字夫婦石5283番90、5283番91・5283番92・5283番95・5283番97（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第631号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
 平成25年6月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇市一の宮町宮地字東小中尾5373番3（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第632号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。  
 平成25年6月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 しゅん功認可年月日  
 平成25年6月13日
- 2 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名
  - (1) 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
 道路管理者 熊本県 代表者 熊本県知事 蒲島郁夫
  - (2) 上天草市大矢野町上1514番地  
 上天草市 代表者 上天草市長 川端祐樹
- 3 埋立区域
  - (1) 位置

(一工区)

上天草市姫戸町姫浦字日守3384、3383、3380、3379の2及び3379-1並びに宇石崎3359の3、3359の1、3362、3357の1及び3357の2並びにこれらの区域に隣接介在する道路地先公有水面

(三工区)

上天草市姫戸町姫浦字日守3384、3383、3380、3379の2及び3379の1並びに宇石崎3359の3、3359の1、3362、3357の1及び3357の2並びにこれらの区域に隣接介在する道路地先公有水面

(2) 区域

(一工区)

次の各地点のうち、⑯の地点から39度27分56秒500.00m地点を円心とする半径500.00mの円周で⑯の地点と⑱の地点とを結ぶ南側の円弧、⑱の地点から⑳地点までを順次に結んだ線、㉑の地点と㉒の地点を結ぶ平成17年の秋分の満潮位(D.L.+3.70m)における公有水面と陸地との境界線、㉒の地点から㉓の地点までを順次に結んだ線、㉓の地点から103度02分56秒395.50m地点を円心とする半径395.50mの円周で㉓の地点と㉔の地点とを結ぶ西側の円弧、㉔の地点から㉕地点までを順次に結んだ線及び㉕の地点と㉖の地点を結んだ線により囲まれた区域

- ⑯の地点 基点から227度09分59秒 1,338.853mの地点
- ⑱の地点 ⑯の地点から124度03分08秒 94.348mの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から201度38分14秒 180.810mの地点
- ⑳の地点 ⑳の地点から111度44分20秒 1.701mの地点
- ㉑の地点 ㉑の地点から201度31分44秒 2.344mの地点
- ㉒の地点 ㉒の地点から286度18分50秒 2.136mの地点
- ㉓の地点 ㉓の地点から16度24分31秒 1.699mの地点
- ㉔の地点 ㉔の地点から286度20分27秒 58.503mの地点
- ㉕の地点 ㉕の地点から196度24分31秒 1.699mの地点
- ㉖の地点 ㉖の地点から286度24分31秒 1.699mの地点
- ㉗の地点 ㉗の地点から348度41分24秒 12.442mの地点
- ㉘の地点 ㉘の地点から7度34分10秒 25.432mの地点
- ㉙の地点 ㉙の地点から7度36分38秒 9.514mの地点
- ㉚の地点 ㉚の地点から7度43分48秒 9.516mの地点
- ㉛の地点 ㉛の地点から8度05分46秒 9.515mの地点
- ㉜の地点 ㉜の地点から8度38分27秒 9.518mの地点
- ㉝の地点 ㉝の地点から9度18分50秒 9.515mの地点
- ㉞の地点 ㉞の地点から10度06分20秒 9.518mの地点
- ㉟の地点 ㉟の地点から11度12分13秒 9.521mの地点
- ㊱の地点 ㊱の地点から12度22分30秒 9.286mの地点
- ㊲の地点 ㊲の地点から17度25分17秒 60.422mの地点
- ㊳の地点 ㊳の地点から22度19分33秒 9.740mの地点
- ㊴の地点 ㊴の地点から23度39分25秒 9.520mの地点
- ㊵の地点 ㊵の地点から24度43分59秒 9.513mの地点
- ㊶の地点 ㊶の地点から25度30分54秒 9.518mの地点

(三工区)

次の各地点のうち、㉑の地点から41度43分51秒500.00m地点を円心とする半径500.00mの円周で㉑の地点と㉒の地点とを結ぶ南側の円弧、㉒の地点から㉓の地点までを順次に結んだ線、㉓の地点から111度48分38秒407.50m地点を円心とする半径407.50mの円周で㉓の地点と㉔の地点とを結ぶ西側の円弧、㉔の地点から㉕の地点までを順次に結んだ線及び㉕の地点と㉑の地点を結ぶ平成17年の秋分の満潮位(D.L.+3.70m)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- ㉑の地点 基点から228度00分19秒 1,341.261mの地点
- ㉒の地点 ㉑の地点から131度19分53秒 7.404mの地点
- ㉓の地点 ㉓の地点から206度14分34秒 4.772mの地点
- ㉔の地点 ㉔の地点から205度31分47秒 9.652mの地点
- ㉕の地点 ㉕の地点から204度39分18秒 9.661mの地点
- ㉖の地点 ㉖の地点から203度40分25秒 9.663mの地点
- ㉗の地点 ㉗の地点から202度18分27秒 9.879mの地点
- ㉘の地点 ㉘の地点から197度25分51秒 62.259mの地点
- ㉙の地点 ㉙の地点から192度17分54秒 9.437mの地点
- ㉚の地点 ㉚の地点から191度13分42秒 9.655mの地点
- ㉛の地点 ㉛の地点から190度11分36秒 9.663mの地点
- ㉜の地点 ㉜の地点から189度17分47秒 9.657mの地点
- ㉝の地点 ㉝の地点から188度38分00秒 9.659mの地点
- ㉞の地点 ㉞の地点から188度08分49秒 9.668mの地点
- ㉟の地点 ㉟の地点から187度44分09秒 9.658mの地点
- ㊱の地点 ㊱の地点から187度37分05秒 9.655mの地点
- ㊲の地点 ㊲の地点から187度32分42秒 13.709mの地点

(3) 面積

(一工区) 16,399.35平方メートル

- (三工区) 3, 476. 29 平方メートル
- 4 埋立地の用途  
道路用地、住宅用地、公共施設用地、多目的用地及び護岸用地
- 5 埋立免許年月日及び指令番号  
平成 18 年 7 月 14 日 熊本県指令河第 12 号
- 6 関係図書の閲覧  
上天草市において、しゅん功認可の告示の日から起算して 10 年間備え置くものとする。

**熊本県告示第 633 号**

熊本県が管理する港湾施設の変更に伴い、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 34 条において準用する同法第 12 条第 5 項の規定により、港湾施設の概要を次のとおり公示する。

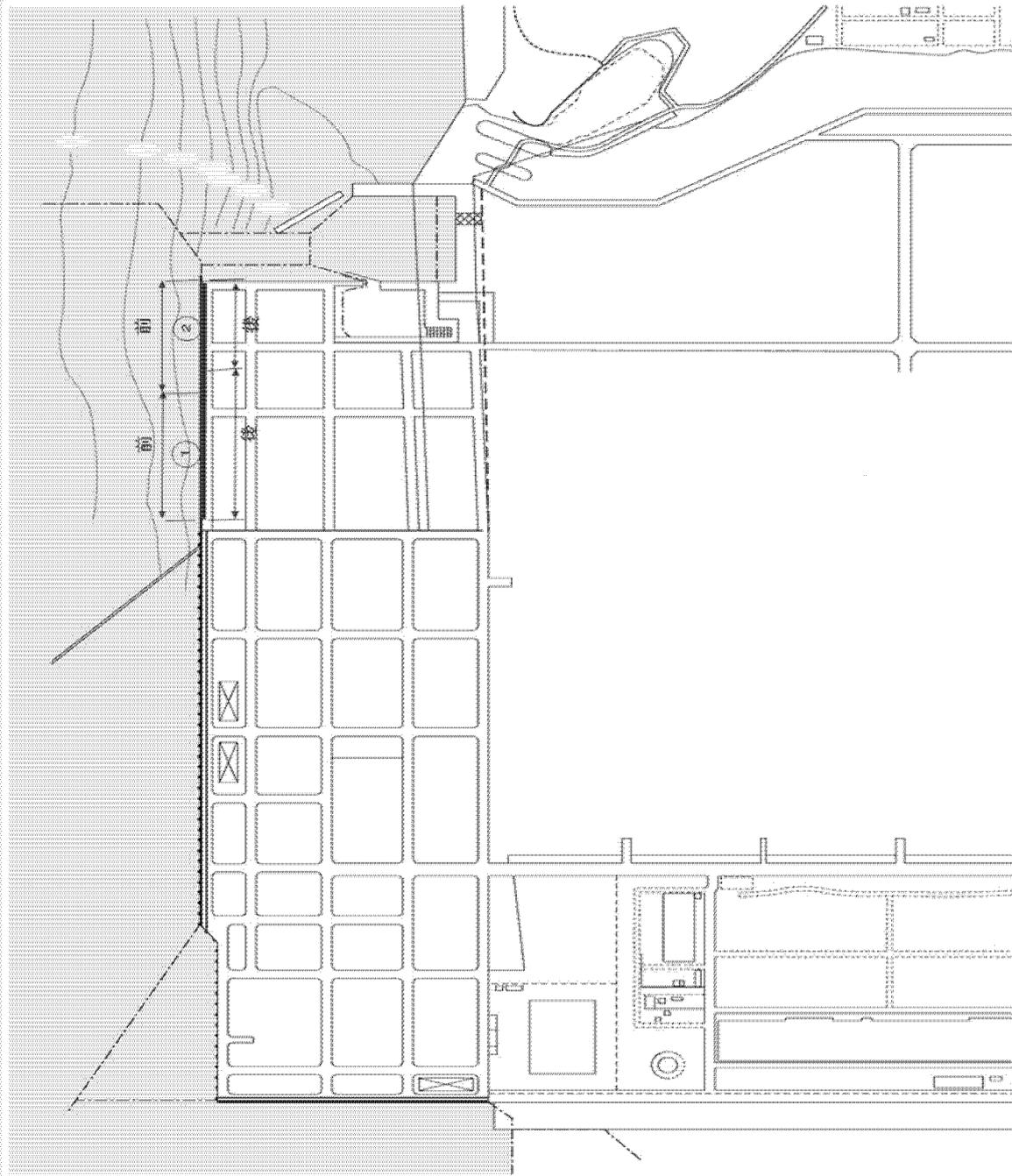
平成 25 年 6 月 21 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 港湾名 八代港
- 2 所 在 八代市新港町三丁目地先
- 3 概 要

番号	種類	変更前 変更後	数 量	能 力
①	岸壁	変更前	延長 240. 00 メートル	水深 12 メートル
		変更後	延長 280. 00 メートル	水深 14 メートル
②	岸壁	変更前	延長 240. 06 メートル	水深 12 メートル
		変更後	延長 200. 06 メートル	水深 12 メートル

- 4 位置図



**熊本県告示第 6 3 4 号**

漁業法（昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号）第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、内水面における漁業権の内容たる漁業の免許について、漁業の種類及び名称、漁場の位置及び区域、漁業の時期その他免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間、地元地区又は関係地区並びに存続期間を次のとおり定める。

平成 2 5 年 6 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業の種類及び名称 別表のとおり
  - (2) 漁業の時期 //
  - (3) 漁場の位置及び区域 //
- 2 地元地区又は関係地区 //
- 3 制限又は条件 //
- 4 漁業権の存続期間

漁業権の種類	漁 場 計 画 番 号	存 続 期 間
共同漁業権	内共第 1 号から内共第 1 8 号まで	免許の日から

		平成 3 5 年 1 2 月 3 1 日まで
区画漁業権	内区第 1 号から内区第 3 号まで	免許の日から
		平成 3 0 年 1 2 月 3 1 日まで

- 5 免許予定日 平成 2 6 年 1 月 1 日
- 6 免許申請期間 平成 2 5 年 6 月 2 1 日から平成 2 5 年 9 月 3 0 日まで

別表

漁場計画番号	内共第 1 号
1 漁場の位置及び漁場の区域	
漁場の位置	熊本県菊池市、菊池郡大津町、合志市、山鹿市、熊本市（旧植木町に限る。）、玉名市（旧玉名市に限る。）、玉名郡南関町、和水町及び玉東町地先の位置
甲	熊本県漁場基点有第 8 号（玉名市大浜町有明開新地海岸堤防北西端から同堤防沿いに南東へ 3 2 . 7 5 メートルのところ）
乙	線が熊本市熊ノ岳山頂を見通した線から甲を基点として右へ 2 2 6 度 3 7 分の線が菊池川右岸堤防と交わる
丙	乙と甲を見通した線から乙を基点として右へ 3 0 8 度 2 8 分の線が菊池川左岸堤防と交わる
漁場の区域	
第 1 種共同漁業権	しじみ、はまぐり漁業 乙と丙を結んだ線から玉名市小島橋までの菊池川本流
ちすじのり漁業	玉名郡和水町下津原菰田橋から上流の菊池川本流。但し、山鹿市山鹿大橋から分田橋までの区域を除く
かわのり漁業	菊池市原戸城橋から菊池市深葉 5 0 2 6 番山林水神岩より上流 1 0 0 メートルまでの区域
第 5 種共同漁業権	菊池川本流 乙と丙を結んだ線から上流の菊池川本流
支流及び小支流	
鉾甲川	本流合流点から上流の鉾甲川
木護川	鉾甲川合流点から上流の木護川
なめり川	本流合流点から上流のなめり川
生味川	〃
杉生川	〃
伊野川	〃
河原川	〃
森北川	赤星井手合流点から上流の森北川
赤星井手	本流合流点から本流今村堰までの区域
甲佐町井手	天神川合流点から本流取水口までの区域
かまご井手	甲佐町井手取水口から本流合流点までの区域
板井井手	本流合流点から上流の三万田堰までの区域
橋田井手	〃
加恵井手	〃
迫間川	〃
鳳来川	迫間川合流点から上流の鳳来川
中片川	〃
小木川	〃
雪野川	〃
天神川	〃
横田井手	〃
辺田井手	〃
合志川	本流合流点から上流の合志川
二鹿来川	合志川合流点から上流の二鹿来川
米井川	〃
矢護川	合志川合流点から上流の矢護川
峠川	矢護川合流点から上流の峠川
日向川	合志川合流点から上流の日向川
塩浸川	〃
上生川	〃
小野川	上生川合流点から上流の小野川
夏目川	合志川合流点から上流の夏目川
大井川	夏目川合流点から上流の大井川
豊田川	合志川合流点から上流の豊田川
上内田川	迫間川合流点から上流の上内田川
山神川	上内田川合流点から上流の山神川
上野川	〃
浦矢谷川	〃

瀬野川	〃	瀬野川
宇曾川	〃	宇曾川
山内川	〃	山内川
深倉川	〃	深倉川
広谷川	〃	広谷川
木野川	〃	木野川
五郎丸川	木野川合流点から上流の	五郎丸川
池永川	〃	池永川
初田川	〃	初田川
太田川	〃	太田川
豊水川	〃	豊水川
岩野川	本流合流点から上流の	岩野川
男岳川	岩野川合流点から上流の	男岳川
中津川	男岳川合流点から上流の	中津川
長生川	〃	長生川
浦方川	岩野川合流点から上流の	浦方川
枝川内川	浦方川合流点から上流の	枝川内川
小坂川	岩野川合流点から上流の	小坂川
白坂川	小坂川合流点から上流の	白坂川
大河内川	白坂川合流点から上流の	大河内川
荒谷川	堂の原川合流点から上流の	荒谷川
吉田川	本流合流点から上流の	吉田川
湧尾川	吉田川合流点から上流の	湧尾川
堀の内川	〃	堀の内川
久原川	〃	久原川
中川	本流合流点から上流の	中川
前田川	〃	前田川
川住川	〃	川住川
方保田川	〃	方保田川
千田川	〃	千田川
宮原川	千田川合流点から上流の	宮原川
岩原川	本流合流点から上流の	岩原川
新岩原川	〃	新岩原川
鍋田川	〃	鍋田川
長岩川	〃	長岩川
坂田川	〃	坂田川
高野川	〃	高野川
岩村川	〃	岩村川
内野川	岩村川合流点から上流の	内野川
堂の原川	岩野川合流点から上流の	堂の原川
十町川	本流合流点から上流の	十町川
坂本川	十町川合流点から上流の	坂本川
上東川	〃	上東川
浦部川	〃	浦部川
和仁川	〃	和仁川
西山川	和仁川合流点から上流の	西山川
福田川	〃	福田川
山田川	〃	山田川
深倉川	本流合流点から上流の	深倉川
新川	〃	新川
久米野川	〃	久米野川
久井原川	〃	久井原川
内田川	〃	内田川
井手川	内田川合流点から上流の	井手川
小井手川	〃	小井手川
三蔵川	本流合流点から上流の	三蔵川
江田川	〃	江田川
日平川	江田川合流点から上流の	日平川
木葉川	本流合流点から上流の	木葉川
田原川	木葉川合流点から上流の	田原川
白木川	〃	白木川
繁根木川	本流合流点から上流の	繁根木川
山口川	繁根木川合流点から上流の	山口川
馬場川	〃	馬場川
白石堰用水路	本流取水口から 1, 0 0 0	メートルまでの区域

2 漁業の種類及び漁業の時期

漁 業 の 種 類	漁 業 の 時 期
第 1 種 共 同 漁 業	
しじみ	5 月 1 6 日 から 翌 年 3 月 3 1 日 まで
はまぐり	1 1 月 1 日 から 翌 年 3 月 3 1 日 まで
ちすじのり	1 月 1 日 から 1 2 月 3 1 日 まで
かわのり	1 月 1 日 から 1 2 月 3 1 日 まで
第 5 種 共 同 漁 業	
あゆ	6 月 1 日 から 1 2 月 3 1 日 まで
こい	1 月 1 日 から 1 2 月 3 1 日 まで
ふな	1 月 1 日 から 1 2 月 3 1 日 まで
うなぎ	1 月 1 日 から 1 2 月 3 1 日 まで
うぐい	1 月 1 日 から 1 2 月 3 1 日 まで
おいかわ (はえ)	1 月 1 日 から 1 2 月 3 1 日 まで
やまめ	3 月 1 日 から 9 月 3 0 日 まで
かまつか	1 月 1 日 から 1 2 月 3 1 日 まで
もくずがに	8 月 1 日 から 1 2 月 3 1 日 まで
わかさぎ	1 月 1 日 から 1 2 月 3 1 日 まで
てながえび	1 月 1 日 から 1 2 月 3 1 日 まで
すっぼん	1 月 1 日 から 1 2 月 3 1 日 まで

- 3 関係地区  
 熊本県菊池市、菊池郡大津町、合志市、山鹿市、熊本市（旧植木町に限る。）、玉名市（旧玉名市に限る。）、玉名郡南関町、和水町及び玉東町
- 4 制限又は条件  
 公益事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 内共第 2 号

- 1 漁場の位置及び漁場の区域  
 漁場の位置  
 熊本県阿蘇郡南阿蘇村、菊池郡菊陽町、大津町及び熊本市地先  
 漁場の区域  
 第 5 種 共 同 漁 業 権  
 白川本流 熊本市東区新南部小磧橋から上流の阿蘇郡南阿蘇村大字河陽河原田堰までの白川  
 支流及び小支流  
 黒川 本流合流点から上流の阿蘇郡南阿蘇村大字河陽数鹿流ヶ滝までの黒川

2 漁業の種類及び漁業の時期

漁 業 の 種 類	漁 業 の 時 期
第 5 種 共 同 漁 業	
あゆ	6 月 1 日 から 1 2 月 3 1 日 まで
こい	1 月 1 日 から 1 2 月 3 1 日 まで
ふな	1 月 1 日 から 1 2 月 3 1 日 まで
うなぎ	1 月 1 日 から 1 2 月 3 1 日 まで
おいかわ (はえ)	1 月 1 日 から 1 2 月 3 1 日 まで
やまめ	3 月 1 日 から 9 月 3 0 日 まで
もくずがに	8 月 1 日 から 1 2 月 3 1 日 まで

- 3 関係地区  
 熊本県阿蘇郡南阿蘇村、菊池郡菊陽町、大津町及び熊本市
- 4 制限又は条件  
 公益事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 内共第 3 号

- 1 漁場の位置及び漁場の区域  
 漁場の位置  
 熊本県熊本市中央区出水から東区画図町大字下無田までの地先  
 点の位置  
 甲 熊本市東区画図町大字重富字津田 6 0 6 番地地先の木部川石垣角  
 乙 熊本市南区城南町吉野山山頂  
 ア 甲と乙を見通した線が加勢川右岸と交わるところ

イ 甲と乙を見通した線が加勢川左岸と交わるところ  
 ウ 熊本市東区秋津町秋田熊本市秋津下水処理場排水樋門上流端  
 エ 上益城郡嘉島町三郎無田樋門上流端

漁場の区域  
 第 5 種共同漁業権  
 加勢川 アとイを結んだ線から上流の熊本市中央区水前寺公園宮園橋までの加勢川  
 木山川 ウとエを結んだ線から加勢川合流点までの木山川  
 無田川 熊本市東区画図町大字下無田瀬の江橋から上流の無田川

2 漁業の種類及び漁業の時期

漁業の種類	漁業の時期
第 5 種共同漁業	
こい	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
ふな	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
うなぎ	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
おいかわ（はえ）	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
ぬまえび類（もえび）	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

3 関係地区

熊本県熊本市

4 制限又は条件

公益事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 内共第 4 号

1 漁場の位置及び漁場の区域

漁場の位置

熊本市上益城郡山都町、甲佐町、益城町、御船町、嘉島町、下益城郡美里町、阿蘇郡西原村、宇城市（旧松橋町及び豊野町に限る。）、熊本市並びに宇土市地先

漁場の区域

第 1 種共同漁業権

宇土市笹原と同市網津字直築との海岸線における境界と熊本市南区海路口町と同市南区川口町との海岸線における境界を結んだ線から上流鶴の瀬堰まで

第 5 種共同漁業権

緑川本流 宇土市笹原と同市網津字直築との海岸線における境界と熊本市南区海路口町と同市南区川口町との海岸線における境界を結んだ線から上流の緑川本流

支流及び小支流

内田川 本流合流点から上流の内田川  
 天明新川 " 国道 3 号線天明新川橋までの区域  
 浜戸川 " 浜戸川  
 船場川 浜戸川合流点から上流の船場川  
 潤川 " 潤川  
 加勢川 本流合流地点から上流、熊本市東区画図町大字重富字津田 6 0 6 番地地先の木部川石垣角と熊本市南区城南町吉野山山頂を見通した線から下流の加勢川  
 御船川 本流合流点から上流の御船川  
 八勢川 御船川合流点から上流の八勢川  
 上滑川 " 上滑川  
 竜野川 本流合流点から上流の竜野川  
 津留川 " 津留川  
 釈迦院川 津留川合流点から上流の釈迦院川  
 幕川 " 幕川  
 一の谷川 " 一の谷川  
 坂谷川 本流合流点から上流の坂谷川  
 筒川 " 筒川  
 柏川 " 柏川  
 黒谷川 " 黒谷川  
 千滝川 " 千滝川  
 内大臣川 " 内大臣川  
 鴨猪川 " 鴨猪川  
 笹原川 " 笹原川  
 黒木尾川 笹原川合流点から上流の黒木尾川  
 都々良川 " 都々良川  
 大矢川 本流合流点から上流の大矢川  
 木山川 熊本市東区秋津町秋田熊本市秋津下水処理場排水樋門上流端と上益城郡嘉島町三郎無田樋門上流端を結んだ線から上流の木山川

秋津川 木山川合流点から上流の秋津川  
 矢形川 " 矢形川  
 赤井川 " 赤井川  
 金山川 " 金山川  
 滝川 " 滝川  
 布田川 " 布田川  
 甲佐井手 本流取水口から本流吐合口までの区域

2 漁業の種類及び漁業の時期

漁業の種類	漁業の時期
第1種共同漁業 しじみ	1月1日から12月31日まで
第5種共同漁業 あゆ	6月1日から12月31日まで
こい	1月1日から12月31日まで
ふな	1月1日から12月31日まで
うなぎ	1月1日から12月31日まで
おいかわ(はえ)	1月1日から12月31日まで
わかさぎ	1月1日から12月31日まで
やまめ	3月1日から9月30日まで
もくずがに	8月1日から12月31日まで
ぬまえび類(もえび)	1月1日から12月31日まで
てながえび	1月1日から12月31日まで
すっぽん	1月1日から12月31日まで

3 関係地区

熊本県上益城郡山都町、甲佐町、益城町、御船町、嘉島町、下益城郡美里町、阿蘇郡西原村、宇城市(旧松橋町及び豊野町に限る。)、熊本市並びに宇土市

4 制限又は条件

公益事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 内共第5号

1 漁場の位置及び漁場の区域

漁場の位置

熊本県八代市泉町、東陽町、鏡町及び八代郡氷川町地先

点の位置

- 甲 熊本県漁場基点火第31号(氷川大橋下から氷川右岸を堤防沿いに550メートル遡った堤防上に設置された「海面基点」と表示された標柱)
- 乙 熊本県漁場基点火第31号の2号(氷川大橋下から氷川左岸を堤防沿いに490メートル遡った堤防上に設置された「海面基点」と表示された標柱)

漁場の区域

第1種共同漁業権

氷川本流 甲と乙を結んだ線から上流の浜牟田橋橋脚下流400メートルまでの氷川本流

第5種共同漁業権

氷川本流 甲と乙を結んだ線から上流の氷川本流

支流及び小支流

河俣川 本流合流点から上流の河俣川  
 小浦川 河俣川合流点から上流の小浦川  
 箱石川 小浦川合流点から上流の箱石川  
 美生川 河俣川合流点から上流の美生川  
 桶漕川 " 桶漕川  
 座連川 " 座連川  
 横谷川 " 横谷川  
 登の尾川 " 登の尾川  
 白谷川 本流合流点から上流の白谷川  
 蕨野川 " 蕨野川  
 水無川 " 水無川  
 糸原川 " 糸原川  
 栗木川 " 栗木川  
 日当谷川 栗木川合流点から上流の日当谷川  
 長野谷川 " 長野谷川  
 猿迫谷川 " 猿迫谷川  
 南河内川 本流合流点から上流の南河内川  
 岩奥川 " 岩奥川



明神谷川	〃	明神谷川
市の俣川	〃	市の俣川
平谷川	合流点から上流の平谷川	合流点から上流の平谷川
吉尾川	〃	吉尾川
大尼田川	合流点から上流の大尼田川	合流点から上流の大尼田川
天月川	〃	天月川
漆口川	〃	漆口川
告川	〃	告川
芋川	〃	芋川
床本川	合流点から上流の床本川	合流点から上流の床本川
中津川	〃	中津川
那良川	合流点から上流の那良川	合流点から上流の那良川
鵜川	〃	鵜川
楮木川	〃	楮木川
川内川	〃	川内川
中園川	〃	中園川
中尾谷川	合流点から上流の中尾谷川	合流点から上流の中尾谷川
荒谷川	〃	荒谷川
猪鼻谷川	合流点から上流の猪鼻谷川	合流点から上流の猪鼻谷川
小川	〃	小川
鹿目川	〃	鹿目川
永野川	〃	永野川
胸川	〃	胸川
鳩胸川	〃	鳩胸川
馬氷川	〃	馬氷川
万江川	〃	万江川
山田川	〃	山田川
小纏川	〃	小纏川
柳田川	合流点から上流の柳田川	合流点から上流の柳田川
高柱川	〃	高柱川
囲り谷川	合流点から上流の囲り谷川	合流点から上流の囲り谷川
藤尾谷川	〃	藤尾谷川
川内谷川	合流点から上流の川内谷川	合流点から上流の川内谷川
浜川	〃	浜川
水無川	〃	水無川
野間川	〃	野間川
免田川	〃	免田川
大木川	合流点から上流の大木川	合流点から上流の大木川
宮川内川	〃	宮川内川
薬師川	〃	薬師川
西平川	〃	西平川
立野川	〃	立野川
井口川	合流点から上流の井口川	合流点から上流の井口川
銅山川	〃	銅山川
田頭川	〃	田頭川
松ヶ野川	〃	松ヶ野川
阿蘇川	合流点から上流の阿蘇川	合流点から上流の阿蘇川
岩川内川	〃	岩川内川
柳橋川	合流点から上流の柳橋川	合流点から上流の柳橋川
宮ヶ野川	〃	宮ヶ野川
牛繰川	合流点から上流の牛繰川	合流点から上流の牛繰川
小椎川	〃	小椎川
柿川	合流点から上流の柿川	合流点から上流の柿川
仁原川	〃	仁原川
津留川	合流点から上流の津留川	合流点から上流の津留川
都川	〃	都川
湯山川	〃	湯山川
美尾谷川	合流点から上流の美尾谷川	合流点から上流の美尾谷川
大平川	〃	大平川
北目川	〃	北目川
魚婦川	合流点から上流の魚婦川	合流点から上流の魚婦川
横才川	〃	横才川
小川内川	〃	小川内川
川辺川	〃	川辺川
白木谷川	合流点から上流の白木谷川	合流点から上流の白木谷川
平川谷川	〃	平川谷川
山口谷川	〃	山口谷川

椎葉谷川	〃	椎葉谷川
晴山谷川	〃	晴山谷川
藤田谷川	〃	藤田谷川
逆瀬川	〃	逆瀬川
瀬目谷川	〃	瀬目谷川
葛の八重谷川	〃	葛の八重谷川
三方谷川	〃	三方谷川
板木谷川	〃	板木谷川
五木小川	〃	五木小川
辰迫谷川	五木小川合流点から上流の	辰迫谷川
大藪谷川	〃	大藪谷川
鴛山谷川	〃	鴛山谷川
白岩戸川	〃	白岩戸川
大滝谷川	白岩戸川合流点から上流の	大滝谷川
飯干谷川	〃	飯干谷川
登谷川	五木小川合流点から上流の	登谷川
元井谷川	〃	元井谷川
折谷谷川	〃	折谷谷川
小椎葉谷川	〃	小椎葉谷川
洗出谷川	〃	洗出谷川
内谷川	〃	内谷川
山口谷川	〃	山口谷川
アザミ谷川	〃	アザミ谷川
無名谷川	〃	無名谷川
小鶴谷川	〃	小鶴谷川
小宮の谷川	〃	小宮の谷川
下梶原川	川辺川合流点から上流の下	下梶原川
入鴨川	下梶原川合流点から上流の	入鴨川
裾川	〃	裾川
一の股川	〃	一の股川
日当川	〃	日当川
中道谷川	川辺川合流点から上流の中	中道谷川
猪焼谷川	〃	猪焼谷川
掛橋谷川	〃	掛橋谷川
栗鶴川	〃	栗鶴川
西谷川	〃	西谷川
平野川	〃	平野川
平沢津谷川	〃	平沢津谷川
板木川	〃	板木川
平石谷川	平沢津谷川合流点から上流の	平石谷川
久連子川	川辺川合流点から上流の	久連子川
縦木川	〃	縦木川
葉木川	〃	葉木川
谷内川	〃	谷内川
小原川	〃	小原川

2 漁業の種類及び漁業の時期

漁業の種類	漁業の時期
第 1 種共同漁業	
あおのり	1 0 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日まで
第 5 種共同漁業	
あゆ	6 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
こい	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
ふな	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
うなぎ	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
うぐい	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
おいかわ（はえ）	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
やまめ	3 月 1 日から 9 月 3 0 日まで
もくずがに	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
てながえび	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
すっぽん	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

3 関係地区

熊本県球磨郡水上村、湯前町、多良木町、あさぎり町、錦町、五木村、相良村、山江村、球磨村、人吉市、葦北郡芦北町（旧芦北町に限る。）及び八代市（旧八代市、坂本村及び泉村に限る。）

4 制限又は条件  
 公益事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 内共第 7 号

1 漁場の位置及び漁場の区域

漁場の位置

熊本県水俣市及び葦北郡芦北町地先

点の位置

甲 水俣市日当橋南端

乙 水俣市水俣川左岸幸橋下流側取付基部

丙 甲と乙を見通した線から甲を基点として右へ 9 6 度 5 6 分の線が水俣川左岸と交わるところ

漁場の区域

第 1 種共同漁業権

甲と乙を結んだ線から上流の水俣市陣内二丁目水俣川潮止までの区域

第 5 種共同漁業権

水俣川本流 甲と丙を結んだ線から上流の水俣川本流

支流及び小支流

湯出川	本流合流点から上流の湯出川
野川川	湯出川合流点から上流の野川川
茂川川	〃 茂川川
芦刈川	〃 芦刈川
頭石川	〃 頭石川
内野川	本流合流点から上流の内野川
石坂川川	〃 石坂川川
久木野川	〃 久木野川
宝川内川	久木野川合流点から上流の宝川内川
桜川	〃 桜川
大浦川	〃 大浦川
寒川川	〃 寒川川
寺床川	〃 寺床川

2 漁業の種類及び漁業の時期

漁業の種類	漁業の時期
第 1 種共同漁業 あおのり	1 1 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日まで
第 5 種共同漁業 あゆ	6 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
こい	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
うなぎ	5 月 1 日から 1 1 月 3 0 日まで
おいかわ (はえ)	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
もくずがに	9 月 1 5 日から 1 2 月 3 1 日まで
てながえび	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

3 関係地区

熊本県水俣市

4 制限又は条件

公益事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 内共第 8 号

1 漁場の位置及び漁場の区域

漁場の位置

熊本県阿蘇郡小国町及び南小国町地先

点の位置

甲 熊本県漁場基点内第 1 号 (阿蘇郡小国町黒淵字芋生野 5 3 5 9 番地の 1 に設置した標柱)

乙 熊本県漁場基点内第 2 号 (大分県日田市天瀬町大字出口字井川 3 7 8 3 番に設置した標柱)

漁場の区域

第 5 種共同漁業権

杖立川本流 甲と乙を結ぶ線から小国町大字宮原上田川 (仁瀬川) と田原川の合流点までの区域

支流及び小支流

岐川	本流合流点から上流の岐川
北里川	岐川合流点から上流の北里川
赤水川	北里川合流点から上流の赤水川
山川	〃 山川

倉本川	峽川合流点から上流の倉本川	倉本川
宇土谷川	"	宇土谷川
立平川	"	立平川
縦木川	本流合流点から上流の縦木川	縦木川
別所川	縦木川合流点から上流の別所川	別所川
万城寺川	小園川合流点から上流の万城寺川	万城寺川
小園川 (名原川)	縦木川合流点から上流の小園川	小園川
蛭石川 (後谷川)	小園川合流点から上流の蛭石川	蛭石川
中原川	本流合流点から上流の中原川	中原川
蓬萊川	中原川合流点から上流の蓬萊川	蓬萊川
滴水川	蓬萊川合流点から上流の滴水川	滴水川
木村川	"	木村川
湯田川	中原川合流点から上流の湯田川	湯田川
志賀瀬川	本流合流点から上流の志賀瀬川	志賀瀬川
馬場川	志賀瀬川合流点から上流の馬場川	馬場川
田中川	"	田中川
満願寺川 (吉原川)	"	満願寺川
星和川	"	星和川
田原川	仁瀬川合流点から上流の田原川	田原川
上田川 (仁瀬川)	田原川合流点から上流の上田川	上田川
小田川	"	小田川
芳川	"	芳川

2 漁業の種類及び漁業の時期

漁業の種類	漁業の時期
第5種共同漁業	
あゆ	毎年総会で決定した日から12月31日まで
こい	1月1日から12月31日まで
ふな	1月1日から12月31日まで
うなぎ	1月1日から12月31日まで
うぐい	1月1日から12月31日まで
おいかわ (はえ)	1月1日から12月31日まで
もくずがに	1月1日から12月31日まで
すっぽん	1月1日から12月31日まで
わかさぎ	1月1日から12月31日まで
やまめ	3月1日から9月30日まで

3 関係地区

熊本県阿蘇郡小国町及び南小国町

4 制限又は条件

公益事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 内共第9号

1 漁場の位置及び漁場の区域

漁場の位置

熊本県宇城市松橋町及び小川町地先

漁場の区域

第1種共同漁業権

県道八代鏡宇土線砂川橋から下流200メートルの地点から下流の八枚戸川及び砂川河口から上流1,000メートルまでの砂川

2 漁業の種類及び漁業の時期

漁業の種類	漁業の時期
第1種共同漁業	
しじみ	4月1日から11月30日まで

3 関係地区

熊本県宇城市松橋町及び小川町

4 制限又は条件

公益事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 内共第10号

1 漁場の位置及び漁場の区域

漁場の位置

熊本県八代市鏡町北新地地先

漁場の区域

第5種共同漁業権

八代市鏡町北新地昭和橋から下流の大江湖及びピンヤ  
2 漁業の種類及び漁業の時期

漁業の種類	漁業の時期
第5種共同漁業	
こい	1月1日から12月31日まで
ふな	1月1日から12月31日まで
うなぎ	1月1日から12月31日まで

3 関係地区

熊本県八代市鏡町

4 制限又は条件

- (1) 公益事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) かんがい及び排水に支障を及ぼしてはならない。

漁場計画番号 内共第11号

1 漁場の位置及び漁場の区域

漁場の位置

熊本県八代市昭和同仁町、昭和明徴町及び昭和日進町地先

漁場の区域

第5種共同漁業権

昭和ダブ

2 漁業の種類及び漁業の時期

漁業の種類	漁業の時期
第5種共同漁業	
ふな	1月1日から12月31日まで
うなぎ	4月1日から11月30日まで

3 関係地区

熊本県八代市昭和同仁町、昭和明徴町及び昭和日進町

4 制限又は条件

- (1) 公益事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) かんがい及び排水に支障を及ぼしてはならない。

漁場計画番号 内共第12号

1 漁場の位置及び漁場の区域

漁場の位置

熊本県八代市鏡町、千丁町、昭和同仁町、昭和明徴町及び昭和日進町地先

漁場の区域

第5種共同漁業権

八代市千丁町第二大鞘橋から下流の大鞘川

2 漁業の種類及び漁業の時期

漁業の種類	漁業の時期
第5種共同漁業	
こい	1月1日から12月31日まで
ふな	1月1日から12月31日まで
うなぎ	1月1日から12月31日まで

3 関係地区

熊本県八代市鏡町、千丁町、昭和同仁町、昭和明徴町及び昭和日進町

4 制限又は条件

- (1) 公益事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) かんがい及び排水に支障を及ぼしてはならない。

漁場計画番号 内共第13号

1 漁場の位置及び漁場の区域

漁場の位置

熊本県八代市千丁町古閑出、新牟田及び大牟田地先

漁場の区域

第5種共同漁業権

大鞘川 八代市千丁町第二大鞘橋から上流千丁町県道八代鏡宇土線までの

大鞘川

支流及び小支流

八千把川 本流合流点から上流千丁町八千把橋までの八千把川

夜狩川 " 第二新牟田橋までの夜狩川

江口川 " 大牟田橋までの江口川

2 漁業の種類及び漁業の時期

漁 業 の 種 類	漁 業 の 時 期
第 5 種 共 同 漁 業	
こい	1 月 1 日 から 1 2 月 3 1 日 まで
ふな	1 月 1 日 から 1 2 月 3 1 日 まで
うなぎ	1 月 1 日 から 1 2 月 3 1 日 まで

3 関係地区  
熊本県八代市千丁町

4 制限又は条件  
(1) 公益事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。  
(2) かんがい及び排水に支障を及ぼしてはならない。

漁場計画番号 内共第 1 4 号

1 漁場の位置及び漁場の区域  
漁場の位置  
熊本県八代市郡築二番町から十二番町地先  
漁場の区域  
第 5 種 共 同 漁 業 権  
郡築ダブ

2 漁業の種類及び漁業の時期

漁 業 の 種 類	漁 業 の 時 期
第 5 種 共 同 漁 業	
こい	1 月 1 日 から 1 2 月 3 1 日 まで
ふな	1 月 1 日 から 1 2 月 3 1 日 まで
うなぎ	1 月 1 日 から 1 2 月 3 1 日 まで
ぼら	1 月 1 日 から 1 2 月 3 1 日 まで

3 関係地区  
熊本県八代市郡築一番町から十二番町

4 制限又は条件  
(1) 公益事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。  
(2) かんがい及び排水に支障を及ぼしてはならない。

漁場計画番号 内共第 1 5 号

1 漁場の位置及び漁場の区域  
漁場の位置  
熊本県八代市日奈久新開町、日奈久大坪町、水島町及び催合町地先  
漁場の区域  
第 5 種 共 同 漁 業 権  
八代市催合町第一流藻橋から下流の流藻川及び支流並びに明治新田ダブ

2 漁業の種類及び漁業の時期

漁 業 の 種 類	漁 業 の 時 期
第 5 種 共 同 漁 業	
こい	1 月 1 日 から 1 2 月 3 1 日 まで
ふな	1 月 1 日 から 1 2 月 3 1 日 まで
うなぎ	1 月 1 日 から 1 2 月 3 1 日 まで

3 関係地区  
熊本県八代市日奈久新開町、日奈久大坪町、水島町及び催合町

4 制限又は条件  
(1) 公益事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。  
(2) かんがい及び排水に支障を及ぼしてはならない。

漁場計画番号 内共第 1 6 号

1 漁場の位置及び漁場の区域  
熊本県上益城郡山都町（旧蘇陽町に限る。）及び阿蘇郡高森町地先  
漁場の区域  
第 5 種 共 同 漁 業 権

五ヶ瀬川	熊本県五ヶ瀬川本流
支流及び小支流	
三ヶ所川	五ヶ瀬川合流点から上流の熊本県三ヶ所川
大野川	〃 大野川
上差尾川	〃 上差尾川
二津留川	〃 二津留川
神働川	〃 神働川
宇谷川	神働川合流点から上流の宇谷川

- 二瀬本川
- 川走川
- 旅草川
- 白水川
- 柳谷川
- 中島川
- 〃
- 五ヶ瀬川合流点から上流の川走川
- 川走川合流点から上流の旅草川
- 〃
- 〃
- 〃
- 柳谷川合流点から上流の中島川
- 二瀬本川
- 川走川
- 旅草川
- 白水川
- 柳谷川
- 中島川

2 漁業の種類及び漁業の時期

漁業の種類	漁業の時期
第5種共同漁業	
こい	1月1日から12月31日まで
やまめ	3月1日から9月30日まで
いわな	1月1日から12月31日まで
にじます	1月1日から12月31日まで

3 関係地区

熊本県上益城郡山都町（旧蘇陽町に限る。）及び阿蘇郡高森町

4 制限又は条件

公益事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 内共第17号

1 漁場の位置及び漁場の区域

漁場の位置

熊本県球磨郡多良木町地先

漁場の区域

第5種共同漁業権

綾北川本流

球磨郡多良木町大字槻木字高タキ539番地の5の1の県境から上流の綾北川

支流及び小支流

堀切谷

本流合流点から上流の堀切谷

塚山

〃

塚山

平谷川

〃

平谷川

湯ノ原川

〃

湯ノ原川

岩下谷

〃

岩下谷

永原谷

〃

永原谷

ガタノ谷

〃

ガタノ谷

オオクボ谷

〃

オオクボ谷

2 漁業の種類及び漁業の時期

漁業の種類	漁業の時期
第5種共同漁業	
あゆ	7月1日から12月31日まで
やまめ	3月1日から9月30日まで
こい	1月1日から12月31日まで
おいかわ（はえ）	1月1日から12月31日まで
うなぎ	1月1日から12月31日まで

3 関係地区

熊本県球磨郡多良木町

4 制限又は条件

公益事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 内共第18号

1 漁場の位置及び漁場の区域

漁場の位置

熊本県葦北郡芦北町（旧芦北町に限る。）地先

点の位置

甲 葦北郡芦北町佐敷川肥薩おれんじ鉄橋南端

乙 佐敷川肥薩おれんじ鉄橋北端

漁場の区域

第5種共同漁業権

佐敷川本流

甲と乙を結んだ線から上流の塩浸堰までの佐敷川本流

支流及び小支流

乙千屋川

本流合流点から上流の要橋までの乙千屋川

宮の浦川

〃

矢櫃橋までの宮の浦川

田川川

〃

庵養寺橋までの田川川

2 漁業の種類及び漁業の時期

漁業の種類	漁業の時期
第5種共同漁業 あゆ もくずがに	7月1日から11月30日まで 9月1日から12月31日まで

- 3 関係地区  
熊本県葦北郡芦北町（旧芦北町に限る。）
- 4 制限又は条件  
公益事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 内区第1号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 あおのり浮流し養殖業
- (2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月31日まで
- (3) 漁場の位置 八代市植柳新町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点火第46号（八代市植柳下町球磨川本流（旧南川）左岸における海面と内水面との漁業権の境界）
- 基点2 三角岳山頂方向
- ア 基点1と基点2を見通した線から基点2を基点として右へ11度07分・36.5メートルのところ
- イ 基点1と基点2を見通した線から基点2を基点として右へ12度15分・35.1メートルのところ
- ウ 基点1と基点2を見通した線から基点2を基点として右へ20度05分・38.3メートルのところ
- エ 基点1と基点2を見通した線から基点2を基点として右へ33度45分・54.4メートルのところ
- オ 基点1と基点2を見通した線から基点2を基点として右へ44度35分・71.5メートルのところ
- カ 基点1と基点2を見通した線から基点2を基点として右へ43度34分・76.6メートルのところ
- キ 基点1と基点2を見通した線から基点2を基点として右へ32度25分・55.2メートルのところ
- ク 基点1と基点2を見通した線から基点2を基点として右へ18度37分・39.4メートルのところ

- 2 地元地区 八代市（旧八代市に限る。）
- 3 制限又は条件
- (1) 養殖施設は、毎年5月31日までに撤去しなければならない。
- (2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (3) 公共事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 内区第2号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 あおのり浮流し養殖業
- (2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月31日まで
- (3) 漁場の位置 八代市梅檀町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点火第46号（八代市植柳下町球磨川本流（旧南川）左岸における海面と内水面との漁業権の境界）
- 基点2 三角岳山頂方向
- ア 基点1と基点2を見通した線から基点2を基点として右へ52度02分・91.6メートルのところ
- イ 基点1と基点2を見通した線から基点2を基点として右へ52度31分・90.4メートルのところ
- ウ 基点1と基点2を見通した線から基点2を基点として右へ66度13分・108.8メートルのところ
- エ 基点1と基点2を見通した線から基点2を基点として右へ65度40分・109.9メートルのところ

- 2 地元地区 八代市（旧八代市に限る。）
- 3 制限又は条件
- (1) 養殖施設は、毎年5月31日までに撤去しなければならない。
- (2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (3) 公共事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 内区第3号

- 1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 あおのり浮流し養殖業
  - (2) 漁業の時期 10 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで
  - (3) 漁場の位置 八代市千反町地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点 1 熊本県漁場基点火第 46 号（八代市植柳下町球磨川本流（旧南川）左岸  
 における海面と内水面との漁業権の境界）  
 基点 2 三角岳山頂方向  
 ア 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 2 を基点として右へ 67 度 08 分・1,  
 126 メートルのところ  
 イ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 2 を基点として右へ 67 度 40 分・1,  
 115 メートルのところ  
 ウ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 2 を基点として右へ 76 度 46 分・1,  
 343 メートルのところ  
 エ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 2 を基点として右へ 76 度 16 分・1,  
 352 メートルのところ
- 2 地元地区 八代市（旧八代市に限る。）
- 3 制限又は条件
- (1) 養殖施設は、毎年 5 月 31 日までに撤去しなければならない。
  - (2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
  - (3) 公共事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

熊本県告示第 635 号

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 8 条第 1 項の規定により農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を交付した旨の通報を受けたので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 25 年 6 月 21 日

熊本県知事 蒲島郁夫

証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
11259972421	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県球磨郡球磨村一勝地丁 1512-1 有限会社錦江ファーム 譲葉牧場	鹿児島県南さつま市金峰町浦之名 2074 南さつま家畜人工授精所

公 告

熊本県公告第 358 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 11 条第 3 項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を公告する。

平成 25 年 6 月 21 日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
サンロードシティ  
球磨郡錦町西字打越 715 番 1 号ほか
- 2 大規模小売店舗の譲渡があった年月日  
平成 24 年 12 月 14 日
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

譲渡前に届出をした者	オリックス信託銀行株式会社 支配人 岡村 弘幸 東京都中央区日本橋兜町 7 番 2 号
譲渡を受けた者	三菱 UFJ 信託銀行株式会社 支配人 岩永 誠 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号

- 4 大規模小売店舗の譲渡の理由  
信託更迭のため
- 5 大規模小売店舗内の譲渡に係る店舗面積  
21,249 平方メートル
- 6 届出年月日  
平成 25 年 6 月 5 日

**熊本県公告第359号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成25年6月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
サンロードシティ  
球磨郡錦町西字打越715番1号 ほか
- 2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ホームセンターサンコー 代表取締役 中山 耕吉	株式会社ホームセンターサンコー 代表取締役 矢野 健治
株式会社ベスト電器 代表取締役 有菌 憲一	株式会社ベスト電器 代表取締役 小野 浩司

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

変更前	変更後
イオン九州株式会社 代表取締役 松井 博史	イオン九州株式会社 代表取締役 山口 聡一
株式会社東京デリカ 代表取締役 木山 茂年	株式会社東京デリカ 代表取締役 木山 剛史
株式会社タツミヤ 代表取締役 曲渕 恵美子	株式会社タツミヤ 代表取締役 指田 努
株式会社多津屋 代表取締役 松田 祥吾 長崎県長崎市古川町5番21号	株式会社多津屋 代表取締役 松田 照美 長崎県長崎市浜町4番4号
株式会社リョーユーパン 代表取締役 北村 俊策	株式会社リョーユーパン 代表取締役 恵良 薫
株式会社ホームセンターサンコー 代表取締役 中山 耕吉	株式会社ホームセンターサンコー 代表取締役 矢野 健治
株式会社ファーストリテイリング 代表取締役 玉塚 元一 山口県山口市大字佐山7171番地1	株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井 正 山口県山口市大字佐山717番地1
株式会社ベスト電器 代表取締役 有菌 憲一	株式会社ベスト電器 代表取締役 小野 浩司

(3) 大規模小売店舗において小売業を退店する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては表者の氏名

株式会社コックス 代表取締役 萩原 久示 静岡県浜松市鍛冶町320番地の23
株式会社鳥居 代表取締役 鳥居 眞弓 熊本市東区健軍本町1番3号
株式会社三貴 代表取締役 木村 和巨 東京都豊島区東池袋三丁目4番3号
株式会社光学堂 代表取締役 中馬 秀男 鹿児島県鹿児島市千日町13番18号
株式会社ナカニシ 代表取締役 中西 弘 鳥取県鳥取市富安二丁目70番地

株式会社ミヤコ  
代表取締役 淵上 和敏  
福岡県福岡市早良区城西三丁目21番1号

小林 実子  
人吉市相良町1141番地1

株式会社錦  
代表取締役 西尾 遼一  
京都府京都市上京区五辻通浄福寺西入一色町27番地1

スナップス販売株式会社  
代表取締役 西原 浩二  
千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地

株式会社サン・イトミヤ  
代表取締役 五嶋 義雄  
宮崎県宮崎市橘通東三丁目5番24号

株式会社ぶーけ  
代表取締役 土井 素直  
福岡県福岡市中央区舞鶴一丁目5番6号

合資会社瀬戸食品  
代表取締役 瀬戸 昭雄  
人吉市願成寺町下浦田1411番地の3

荒尾 勇二  
球磨郡錦町大字一武2337番1

(4) 大規模小売店舗において小売業を出店する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション  
代表取締役 白川 篤典  
名古屋市名東区上社一丁目901番地

株式会社ヨネザワ  
代表取締役 米澤 房朝  
熊本市中央区水前寺六丁目1番38号

株式会社エヌコーポレーション  
代表取締役 小宮 光雄  
東京都台東区東上野一丁目26番2

株式会社ハニーズ  
代表取締役 江尻 義久  
福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1

株式会社ARUMOK  
代表取締役 小村 典子  
人吉市相良町1141番地1

株式会社ら・たんす山野  
代表取締役 山野 義友  
東京都渋谷区代々木一丁目30番7号

株式会社クレイン  
代表取締役 新垣 純  
東京都港区南青山五丁目6番26号

株式会社リップスティック  
代表取締役 村田 登美子  
八代市島田町923番地12

大華物産株式会社  
代表取締役 清原 成弘  
熊本市南区近見八丁目13番28-1号

金山 武  
球磨郡錦町大字一武2131番地3

- 3 届出年月日  
平成25年6月5日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局総務振興課  
平成25年6月21日から平成25年10月21日まで

**熊本県公告第360号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。  
平成25年6月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量「電子国土基本図（地図情報）」修正測量	平成25年6月28日から 平成26年3月31日まで	熊本県全域

**熊本県公告第361号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。  
平成25年6月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量（基準点測量）	平成25年7月25日から 平成26年1月14日まで	阿蘇市、阿蘇郡南小国町、阿蘇郡高森町及び球磨郡五木村

**熊本県公告第362号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。  
平成25年6月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 静岡県磐田市城之崎四丁目12番地7
- 2 築造者の氏名 田中由美子
- 3 道路の位置 水俣市古賀町一丁目134番2、同135番3、同135番5及び同135番6
- 4 道路の幅員 4.05メートル
- 5 道路の延長 27.33メートル
- 6 指定年月日 平成25年5月31日
- 7 指定番号 熊本県指令芦北技景第2号

**熊本県公告第363号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。  
平成25年6月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 熊本市中央区平成三丁目16番27号
- 2 築造者の氏名 株式会社九建ホーム
- 3 道路の位置 合志市須屋宇上出口2644番3
- 4 道路の幅員 4.00メートルから4.30メートル
- 5 道路の延長 38.63メートル
- 6 指定年月日 平成25年6月5日
- 7 指定番号 熊本県指令菊池景建第36号

**熊本県公告第364号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成25年6月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
(1 工区)  
上益城郡嘉島町大字鯨字皆根1873番1の一部、同1873番2の一部、同1874番1の一部、同1874番2の一部、同1875番1の一部、同1875番2の一部、同1876番1の一部、同1876番2の一部  
932.04平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
上益城郡嘉島町大字鯨1880番地  
医療法人 回生会

---

**熊本県公告第365号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成25年6月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市御代志字地藏本1330番79  
262.51平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
合志市御代志1661番地282 4's Factory B棟 201号  
齋田 和幸  
齋田 奏子

---

**熊本県公告第366号**

熊本市に事務所を置く大門樋土地改良区理事長井上恵一から平成25年5月16日付けで申請のあった定款の変更については、平成25年6月14日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定により公告する。  
平成25年6月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫